

新総合基本施策レビューに関する小委員会の議事の公開について(案)

平成29年5月11日
地震調査研究推進本部
政策委員会
新総合基本施策レビューに関する小委員会

新総合基本施策レビューに関する小委員会(以下、「小委員会」という。)の議事の公開について、下記のように定める。

記

- 1 小委員会の議事を公開する。ただし、主査が必要と認めた場合には、事前に理由を公表した上で非公開とすることができる。
- 2 主査は、小委員会の会議の議事要旨を作成し、小委員会に諮った上で、これを公開するものとする。ただし、非公開の議事に係るものについては、主査が会議の決定を経て当該部分の議事要旨を非公開とすることができる。

以上